

我が国の減損会計の特質に関する一考察:利益平準化による利益マネジメントと継続的な減損損失計上の関係について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡崎, 英一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/8683">http://hdl.handle.net/10098/8683</a>

# 我が国の減損会計の特質に関する一考察

## ー利益平準化による利益マネジメントと継続的な減損損失計上の関係について

岡 崎 英 一\*

キーワード：固定資産の時価評価 減損 利益マネジメント 利益平準化 地域科学

- I 問題の所在
- II 先行研究のレビュー
- III リサーチデザイン
- IV 分析結果と結果の検証
- V 結

### I 問題の所在

我が国の減損会計処理を調査すると同一の企業が複数年にわたり継続して減損損失を計上しているということが見受けられる。公開市場の存在する金融商品と異なり、固定資産の公開市場は必ずしも存在せず、減損処理を行うにあたっては、各固定資産・資産グループごとに、企業自らキャッシュフロー等を見積り計算して固定資産の公正価値を求めることになり、手続き的にも経済的にも非常に企業の負担が大きい。また多くの企業において、事業用の固定資産は様々なところで使用されており、それらの現状について詳細に把握することは手続き的にも経済的にも非常に煩雑である。このような固定資産特有の事情を勘案して、固定資産に減損会計を適用する場合には、まず固定資産のうち減損の兆候があるどうかを認識し、その上で減損が認識される場合に限り、将来のキャッシュフローから固定資産の公正価値を評価し、その公正価値が簿価より下落していた場合に減損損失を見積もることになっている。したがって、会計基準上は、每期固定資産の公正価値を求める必要はなく、また減損損失も每期計上する必要はない。しかし多くの企業で、いくつかの会計期間に継続して固定資産の公正価値を再評価しなおし、減損損失を計上している。これは減損会計を行っている他の諸国にみられない我が国の減損会計の特徴である。これまでの研究において、各企業の減損の発生原因を調査したところ、各期において異なる資産・資産

---

\*福井大学教育地域科学部地域政策講座

グループから減損損失が生じているパターン，各期において異なる経営戦略上の判断（特定部門のリストラチャリング）がなされたパターン，遊休施設の公正価値が連続して下落しているパターン，の3つが観察された。特に問題となるのが，ある年度においてあるグループで「営業活動から生ずる損益・キャッシュフローが，継続してマイナス」になっているとして，その資産・資産グループの減損の兆候を認識し，減損手続きに基づき減損損失を計上し，次年度では別の資産・資産グループで，「営業活動から生ずる損益・キャッシュフローが，継続してマイナス」になっているとして，その資産・資産グループの減損の兆候を認識し，減損手続きに基づき減損損失を計上しているパターンである。このような形で，個別の資産・資産グループでは，継続的に減損損失が計上されているわけではないが，企業全体としては継続的に減損損失が計上されることになっている。ここでは分散して減損の兆候が把握されるように資産・資産グループを区分したのではないかという疑問も生じる<sup>1)</sup>。

減損会計基準では資産のグルーピングは，企業の組織形態や経営管理制度などの企業固有の事情を考慮して，「管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることになる」としている。その際，継続的に収支の把握がなされている単位をグルーピングの単位の基礎とし，その上で，製品やサービスの性質，市場などの類似性等によって，他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり，当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には，当該他の単位とグルーピングを行うこととされている。したがって，企業は自らの経営環境に応じて適切に資産のグルーピングを行うことになり，企業が裁量的に個別の資産を任意に組み合わせるグルーピング化することは少なくとも形式的には排除されている。しかしどの資産・資産グループが継続的に収支の把握がなされているものなのか，他の資産と相互補完的であるかどうかは，企業が判断することになっており，その点で企業の裁量的な行動（会計的裁量行動と実体的裁量行動）が介入する余地がある<sup>2)</sup>。

現在の減損会計基準には，減損損失を計上しないように資産・資産グループを区分する，あるいは逆に減損損失を通じて big bath accounting をおこなうために資産・資産グループを区分するおそれが残ると考えられる。このことは基準制定ときに議論されたことは若干異なる問題である。資産・資産グループの区分を操作することにより，個々の資産の公正価値の上昇および下落を相殺して減損損失の計上を操作するのではなく，もちろんそれもあるであろうが，資産・資産グループの減損の兆候を選択的に認識することで，減損損失の計上を操作することが生じているかもしれないということである。企業がある特定の意図を持って，資産・資産グループの分類方法，あるいは減損の兆候の調査方法，事業の戦略転換を通じて，現在の会計基準の認められた範囲内で減損損失の認識を行った結果，減損損失の分割計上の形で，継続的に減損損失が計上されることになったのであろうか。もしそうであれば，減損会計の導入の目的の一つである企業の資産の状況をクリーンに利害関係者に説明するという点でも問題がある。さらにはそのような会計

処理を容認している減損会計基準自体の問題を指摘することになる。減損会計基準は、経営者の判断と見積りに委ねる部分が非常に大きく、特に減損会計適用の資産のグルーピング、そこから生ずる将来キャッシュフローの見積り、また、割引率の見積りなどの各段階において、経営者の恣意性が入る余地がかなりあり、そのため適用方法いかんでは減損会計の適用が実質的に回避されてしまうことが、制定時において指摘されてきた<sup>3)</sup>。

これまでの研究において、EDINETのデータを用いてサンプル企業を抽出して、企業の減損損失の計上に当たり、営業外収益および特別利益を利用して、「益出し」等を目的とした何らかの企業の裁量的行動としての操作が行われたのではないかと点という点について、営業外収益および特別利益を説明変数、減損損失を被説明変数とする相関分析及び回帰分析を行った。固定資産の減損は企業の財務取引に基づいて計上される営業外収益や固定資産の売却等により計上される特別利益とは本来無関係である。したがって、減損損失と営業外収益および特別利益について相関関係があれば、あるいは営業外収益および特別利益が減損損失の説明変数となるのであれば、企業により、減損損失の計上にあわせて営業外収益および特別利益の計上による「益出し」行動がなされていることが推察できる。少なくとも何らかの企業の裁量的行動を推察できる。分析の結果、1年ごとのデータに基づく場合には、減損損失と営業外収益および特別利益との相関関係、あるいは因果関係に関する強い証拠は得られず、減損損失の計上にあたって、「益出し」等の企業の裁量的な行動が行われたとの強い証拠を得ることはできなかった。しかし、減損損失と営業外収益および特別利益を一定期間（4年間）集計した場合には、減損損失と営業外収益および特別利益にはそれぞれ強い相関関係があると考えに足る証拠を得ることが出来た<sup>4)</sup>。このことはつまり、ある年度において減損に対応するための「益出し」等がなされなくとも、一定期間（4年間）を通じれば減損に対応できるだけの「益出し」が達成できるように裁量的行動を行っているものと考えられる。そしてこのことは、継続的な減損損失の計上は、ある特定の年度の損益を動かすために、その年に減損損失を計上しない、あるいはその年に減損損失を過大に計上するという行動をとるのではなく、4年間の中で企業の意図した損益を達成できるように行動した結果であることを示唆しているとともに、企業は長期的な観点から企業目的に沿った利益調整や裁量的行動を行い、それを各期間に分割して計上していることを示唆している。（岡崎2012）。

これを受けて、企業は、どのような継続的な減損処理を通じて、どのように裁量的な行動を行っているのかについて検討を行った。その結果、減損対象資産のグルーピングを操作することで費用の計上パターンを変化させることができること、そして、あらかじめ企業全体の利益の予測が可能で、また各資産の公正価値の予測が可能な場合には、あらかじめ資産を意図的にグルーピングすることで、複数期間を通じて、利益マネジメントを行いうることを明らかにした<sup>5)</sup>。また継続的な減損の発生する理由について、複数の資産をグルーピングして、評価益の計上できる資産と減損を生じる資産を組み合わせ、特定の期間の減損損失を圧縮するという行動ではないと考えられること、あえてグループを分割して、減損損失を計上しようとするを指摘した。むしろ

ろグループを分割して、計画的に減損損失の計上することにより、異なるグループから異なる期間に、予定された減損額が計上されるような行動を取っていることが予想できること、つまり継続的な減損処理において考えられる動機は、損失の隠蔽ではなく、利益の平準化であることを指摘した(岡崎2014)。

本稿では、まず岡崎2014の検討を受けて、継続的な減損計上が、利益平準化の目的で行われていたのかという点について分析するとともに、その費用をどのような収益で埋め合わせようとしているのか、売上等の営業収益からか、あるいは有価証券や不動産等の売却益によるものなのかを検討したい。

## II 先行研究のレビュー

減損会計の導入については二つの考え方がある。一つは固定資産の評価における経営者の裁量的行動(利益平準化及びbig bath accounting)について、一定の歯止めをかけるものという考え方である。米国の減損会計基準SFAS 121がその例である。1980年代より米国では資産評価による経営者の裁量的行動が問題になっていた。Zucca and Campbell1992は、減損会計の制度化以前において、有形固定資産の減損処理についての経営者の裁量的について取り上げ、減損の計上が結果として利益平準化(income smoothing)をもたらすのか、それともbig bath accountingとなるのか、について検討している。利益平準化の見地からすれば、評価損計上前の利益が期待利益を上回っている場合には期待利益水準に近づけるための評価損が計上されると見るであろうし、big bath accountingからすると、評価損計上前の利益が期待利益を下回っている場合に、さらに利益を圧縮するために評価損が計上されるはずであると考えられる。彼らによる分析対象のサンプルとなった評価減の事例のうち半数以上がbig bath accountingに該当し、利益平準化効果を示した事例は全体の3割弱という結果となった。

米国ではこのようにbig bath accountingが問題となっていたことから、1980年代後半には減損会計に対する社会的な要請が高まり、FASBの正式な審議議題に減損会計が加えられていた(辻山2002)。最終的にSFAS121が設けられたのである。これは減損の計上を厳格化して、経営者の恣意的な判断に委ねないようにしようとするものであった。しかしRiedl2004は、減損損失額を被説明変数とする回帰分析を行い、SFAS 121の制定以後もbig bath accountingが行われていることを示し、その原因をSFAS 121の回収可能額の見積が経営者の恣意的な判断にゆだねられていることを指摘して、SFAS 121の有効性に疑問を呈している。

減損会計導入のもう一つの考え方は、固定資産の過小評価を防止するというものである。国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: IASC)も1998年に国際会計基準(International Accounting Standards: IAS) 36において減損に関する会計基準を公表しているが、IASでは、企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないこと、つまり過小な減



損損失を防ぐことを目的としている。我が国では、2002年に企業会計審議会より「意見書」が公表され、2003年には企業会計基準委員会より「適用指針」が公表され、減損会計が導入された。我が国の会計基準では、減損会計の導入の理由について、「固定資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況において、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念」と、それにより「財務諸表への社会的な信頼を損ねているという指摘や減損に関する処理基準が整備されていないために、裁量的な固定資産の評価減が行われるおそれがある」ということをあげている（「意見書」二）。したがって、ここでは利益平準化による損失の過大計上やbig bath accountingによる損失の過大計上ではなく、固定資産の損失を隠蔽する目的で減損損失の圧縮することに目が向けられていたと考えられる。

我が国では2005年度の強制適用以前に、2004年度から減損処理の早期適用も認められた。この早期適用をめぐり、辻2005、榎本2007、木村2007、藤野2008等、幾つかの先行研究がある。辻2005は、早期適用企業の特徴は企業規模が大きくまた収益性と安定性が低いことから、以後の時期での安定性維持するという利益平準化から減損を計上したと推定している。榎本2007は、減損控除前税引前利益の水準額及びその変動額がプラスの場合にはその額に比例して減損損失を計上し、マイナスの場合にはより大きな減損損失を計上するという、big bath accountingの可能性を明らかにしている。木村2007は、減損控除前税引前利益の変化額と減損控除前特別損益を、減損計上企業と減損非計上企業の間で比較し、強制適用前後の減損控除後税引前増益と減損控除前特別利益について、減損計上企業の額のほうが大きいことを指摘して利益平準化の存在を明らかにし、強制適用以前と強制適用以後の減損控除前特別損失について、減損計上企業の方が大きいことを指摘してbig bath accountingの存在を明らかにしている。また減損計上企業を対象に、減損損失を被説明変数、減損控除前税引前利益の変化額（減損控除前特別損益）、減損控除前税引前減益（減損控除前特別損失）企業ダミー、製造業ダミーを説明変数とする回帰分析を行い、企業が減損損失を利益平準化に用いる際、特別利益額に応じて裁量的に減損損失の額を決定していたと結論づけている。藤野2008は、裁量の会計発生高が、減損適用企業と減損非適用企業について比較した結果、減損適用に経営者の裁量が介入すること示唆する結果を明らかにしている。

このように我が国の先行研究では、アメリカにおける先行研究を踏まえ、早期適用を行った企業について、経営者の裁量的な行動としての減損損失の計上を対象としており、早期計上した企業について、利益平準化の可能性やbig bath accountingの可能性を明らかにして、減損損失の計上において経営者の裁量的な行動の可能性を指摘している。我が国の会計実務において、減損処理にとどまらず様々な手法を用いて利益平準化が行われていることはかねてから指摘されてきたことである<sup>6)</sup>。これら先行研究により、制度の導入時点という特殊な場合ではあるが、減損会計を利用した裁量的行動が我が国の会計実務に存在することが明らかになった。一方、減損しななければならない場合に減損処理を回避しているケースについてはその実体が把握しにくく、我が国の企業において経営者の裁量的な行動として減損処理を回避している企業に関する先行研究はみ

られない。また強制適用後の減損会計の状況について実証的に調査・研究したもの、あるいは継続的な減損損失の計上について調査・研究したものも、岡崎2012を除き、みられない。

これらの先行研究を踏まえて、本稿では、企業は、継続的な減損損失の計上について利益平準化を目的として裁量的に用いられている可能性を明らかにするため、まず継続的な減損損失を計上している企業は利益平準化を目的としているかどうかを検討し、さらに利益平準化にあたりどのような減損損失の埋め合わせのために、どのような裁量的な行動を取っているかを検討したい。

### Ⅲ リサーチデザイン

本稿では、東証1部上場企業のうち、2008年度から2014年度まで（2012年度を除く）の間に異常値を計上している企業及び金融機関を除く916社を対象とした。このうち722社がこの期間内に2回以上減損損失の計上を行っている。本稿で対象とした各社がEDINETで公表している有価証券報告書から固定資産減損損失（固定資産除却損を除く）、売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純利益、営業外収益、特別利益の各データをそれぞれ抽出した結果を元に分析を行う。

なお、対象企業について事業年度ごとの財務データに基づく分析をおこなうと共に、対象期間のデータを合計した合計データについても分析する。継続的に減損損失の計上する企業行動の解明という目的のためには、事業年度ごとに関する分析だけではなく、期間全体で企業がどのような行動をとっているのかという視点からの分析も必要であると考えからである。

本稿では、以下の仮説を想定する。

#### 仮説1

利益平準化を志向する企業は、繰り返し減損損失を計上している。また減損計上の回数が多いほど利益平準化を志向している。

#### 仮説2

利益平準化を指向する企業は、減損損失の計上にあたり、その期の営業損益、およびその期において獲得することが可能な営業外収益及び特別利益の額を考慮して減損損失の計上を行う、あるいは減損損失計上額に応じて益出しを（営業外収益、特別利益の計上）のいずれかを行うものとし、まず企業の獲得した売上高もしくは営業損益を考慮し、その金額に応じて営業外収益および特別利益の計上を行う。

#### 仮説3

利益平準化を指向しない企業は、big bath accountingの観点から、特に益出しの操作を行わない。

以上の仮説を検証するために、まず対象企業について、減損損失を利益平準化に用いる企業（利益平準化目的企業）とそれ以外の企業（非利益平準化目的企業）に区分する。対象期間において

減損損失を計上した企業について、各年度の減損損失の計上が、利益平準化によるものかどうかを、本稿ではMoses（1987）の利益平準化指標（ $SB$ ）に基づいて判断する<sup>7)</sup>。利益平準化指標の式は以下の通りである。

$$SB_{it} = \frac{(|PE_{it} - EE_{it}| - |RE_{it} - EE_{it}|)}{SALE_{it}}$$

ここで、 $SB_{it}$   $i$ 社の第 $t$ 期における利益平準度

$SALE_{it}$   $i$ 社の第 $t$ 期における売上高

$PE_{it}$   $i$ 社の第 $t$ 期における変更前当期純利益（当期純利益＋減損損失）

$RE_{it}$   $i$ 社の第 $t$ 期における変更後当期純利益（当期純利益）

$EE_{it}$   $i$ 社の第 $t$ 期における期待利益（前期当期純利益）

$SB > 0$ であれば、減損損失の計上により、当期純利益（報告目的利益）が、目標利益に近づいたことを意味し、利益の平準化が達成されたと考えることができる。企業ごとに年度ごとの売上高、税引前当期純利益、及び減損損失に基づき、年度ごとの減損損失に係る $SB$ を計算し、①対象期間中に一度でも $SB > 0$ であれば利益平準化目的企業と判断する、②対象期間中に複数回 $SB > 0$ であれば利益平準化目的企業と判断する、という2つの判断基準を使用して、対象企業を利益平準化目的企業と非利益平準化目的企業に区分する。その上で、利益平準化企業と継続的な減損計上企業の関連性についてカイ2乗検定及びFisherの正確検定を用いて独立性の検定を行い、減損平準化と減損損失の計上回数と関連していること、さらに残差分析により、減損回数の少ない企業は非利益平準化企業の数に有意に多い傾向があり、また減損回数多い企業には利益平準企業が有意に多い傾向があることを明らかにする。

次に利益平準化において企業はどのような行動を行っているかをより詳細に分析するため、対象企業を継続的な減損計上企業と非減損計上企業とに区分する。本稿では、対象期間中半分以上の期間で減損損失を計上している企業（つまり4回以上計上している企業）を継続的な減損計上企業と考える<sup>8)</sup>。利益平準化目的企業と非利益平準化目的企業を及び継続的な減損計上企業と非継続的な減損計上企業が分類し、それぞれの分類ごとにクロス集計を行い、対象企業を先の4つのグループに分類する。

次にこの4つのグループごとに、減損損失を被説明変数とし、売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純利益、営業外収益、特別利益を説明変数とする重回帰分析を行い、減損損失についての各説明変数の偏回帰係数及び $t$ 値を比較することで、減損損失に対する影響度から、どの財務項目から減損損失を埋め合わせようとしているのかということ进行分析したい。

分析において用いる重回帰式は以下の通りである。



$$ILit = Ai0 + ai1SALEit + ai2 OPLit + ai3RPLit + ai4NPLit + ai5NOIit + ai6EXIit + \varepsilon it$$

$Ai0$  定数項

$aik$  各財務指標の偏回帰係数

$i$ 社の第 $t$ 期における減損損失  $ILit$

$i$ 社の第 $t$ 期における売上高  $SALEit$

$i$ 社の第 $t$ 期における営業損益  $OPLit$

$i$ 社の第 $t$ 期における経常損益  $RPLit$

$i$ 社の第 $t$ 期における税引前当期純利益  $NPLit$

$i$ 社の第 $t$ 期における営業外収益総額  $NOIit$

$i$ 社の第 $t$ 期における特別利益総額  $EXIit$

誤差項  $\varepsilon it$

なお、このように対象企業を4つのグループに区分する理由は、グループごとに利益水準化に対する行動がそれぞれ異なると考えられるためである。このグループ分けにより、減損損失を埋め合わせる収益は売上高等の通常の営業活動によるものなのか、あるいは有価証券や不動産等の売却益等の意図的に「益出し」を行った結果によるものなのか、を詳細に分析できると考えている。

#### IV 分析結果と結果の検証

##### 1. 平準化と継続的な減損計上との関係

対象期間（2008年度～2014年度、2012年度を除く）においては、2008年度（2007年4月から2008年3月）にはリーマンショックの影響のため、また2011年度（2010年4月から2011年3月）及び2012年度（2011年4月から2012年3月）には東日本大震災の影響のため、各企業の売上高や期間利益が大きく影響を受けており、当期純利益も大きな変動を余儀なくされている<sup>9)</sup>。

Mosesの利益平準化指標に基づいて、期間中に減損損失計上を通じて利益平準化行動を行ったと判断できる企業数は図表1の通りである。

減損損失計上を通じて利益平準化行動を行った企業のうち、どのような企業を利益平準化企業と考えるかについて、期間中に減損損失を利益平準化のために1回以上利用した企業を利益平準化企業とする場合と、利益平準化企業とみなすための条件をより強化し、対象期間内に複数回減損計上を利益平準化に用いた企業を利益平準化企業と考える場合の二つを検討する。

図表1

利益平準化行動の回数	会社数 (社)
0回	366
1回	353
2回	165
3回	29
4回	3
総計	916

また対象期間において企業ごとに減損損失を計上した回数は図表2の通りである。

図表2

減損回数	会社数 (社)
0	171
1	186
2	210
3	126
4	194
5	15
6	14
総計	916

以上の二つの結果をもとに利益平準化企業と減損回数のクロス表（図表3及び図表4）を作成する。

#### ①期間中に減損損失を利益平準化のために1回以上利用した企業を利益平準化企業とする場合

図表3 利益平準化企業と減損回数のクロス表①

	減損計上1回	減損計上2回	減損計上3回	減損計上4回以上
非利益平準化企業	104	56	25	10
利益平準化企業	82	154	101	213

図表3のクロス表に基づき、カイ二乗検定及びFisherの正確検定を行った結果は以下の通りである。

#### カイ二乗検定の結果

$$X\text{-squared} = 142.0675, \quad df = 3, \quad p\text{-value} < 2.2 \times 10^{-16}$$

### Fisherの正確検定の結果

p-value <  $2.2 \times 10^{-16}$ （両側検定）

カイ二乗検定及び Fisher の正確検定のいずれの結果においても，p-value は 0.0001 よりも小さく，利益平準化と継続的な減損計上との間には関連があることがわかる。さらに残差分析により，減損回数 1 回の企業は非利益平準化企業の数が有意に多い傾向があり，また減損回数 4 回以上の企業には利益平準企業が有意に多い傾向があることがわかる。

### ②期間中に減損損失を利益平準化のために複数回利用した企業を利益平準化企業とする場合

減損回数 1 回の企業には，この条件による利益平準化企業は存在しないため，減損回数 1 回は分析からのぞく。

図表 4 利益平準化企業と減損回数のクロス表②

	減損計上 2 回	減損計上 3 回	減損計上 4 回以上
非利益平準化企業	191	81	90
利益平準化企業	19	45	133

図表 4 のクロス表に基づき，カイ二乗検定及び Fisher の正確検定を行った結果は以下の通りである。

### カイ二乗検定の結果

X-squared = 121.3204, df = 2, p-value <  $2.2 \times 10^{-16}$

### Fisherの正確検定の結果

p-value <  $2.2 \times 10^{-16}$ （両側検定）

この場合においても，カイ二乗検定及び Fisher の正確検定のいずれの結果においても，p-value は 0.0001 よりも小さく，利益平準化と継続的な減損計上との間には関連があることがわかる。さらに残差分析により，減損回数 2 回の企業は非利益平準化企業の数に有意に多い傾向があり，また減損回数 4 回以上の企業には利益平準企業が有意に多い傾向があることがわかる。

## 2. 平準化企業における減損損失の回帰分析

本稿では，先に述べたように，事業年度ごとではなく，対象期間全体の各変数の合計額に基づき，回帰分析を行う。最初に対象企業全体について回帰分析を行う。その結果は以下の図表 5 の通りである。

図表5 全ての対象企業による回帰分析の結果

自由度調整済R <sup>2</sup>	0.254506		
	係数	t	P-値
売上高	0.00147	0.905728	0.366926
営業損益	0.112625	0.49337	0.622668
経常損益	0.425604	1.894143	0.060654
税金等調整前当期純損益	-0.42874	-11.6199	2.84 × 10 <sup>-21</sup>
営業外収益合計	-0.33761	-1.75932	0.081115
特別利益合計	0.393639	2.733918	0.007223

この回帰分析の結果を分析すると、自由度調整済R<sup>2</sup>の値は低く説明能力が高いものとは言えない。また売上高、営業損益や経常損益、営業外収益合計などのPの値も5%以上であり、信頼性の高いものとはいえない。

次に対象企業を分類して、分類ごとに先に示した重回帰式に基づき、回帰分析を行う。まず①対象期間全体において、当期純利益がプラスであるかマイナスであるかで、2つに区分してそのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。次に②対象期間に1回でも減損損失の計上を通じて利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業とし、1度も利益平準化行動を取らなかった企業を非利益平準化企業として区分し、この2つのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。次に③対象期間に複数回に渡り減損損失の計上を通じて利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業とし、それ以外の企業を非利益平準化企業として区分し、この2つのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。最後に④②及び③で分類した利益平準化企業と非利益平準化企業を、さらに対象期間において4回以上減損損失を計上したかどうかで2つ、計4つのグループに区分して、この4つのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。

#### ①当期純利益で分類

純利益がマイナスである企業は、big bath accountingをおこなう可能性があり、本稿で検討課題としている利益平準化とは異なる行動を取る可能性がある。この点を分析するために、当期純利益がプラスである企業とマイナスである企業とに区分して回帰分析を行うことにする。この際、問題となるのは対象期間において1回も減損損失を計上していない非減損損失計上企業である。当期純利益の観点から減損損失計上企業と非減損損失計上企業との違いを把握するために、非減損損失計上企業を含める場合と含めない場合に分けて回帰分析を行う。回帰分析の結果が以下の図表6の通りである。

図表6 当期純利益と減損処理を計上している企業の回帰分析の結果

	当期純利益はプラスで非減損損失計上企業を含む			当期純利益はマイナスで非減損損失計上企業を含む		
	係数	t	P-値	係数	t	P-値
自由度調整済R <sup>2</sup>	0.416043			0.666043		
売上高	0.000905	7.456341	$2.36 \times 10^{-13}$	0.00147	0.905728	0.366926
営業損益	-0.01974	-1.97879	0.04819	0.112625	0.49337	0.622668
経常損益	0.03993	3.732644	0.000203	0.425604	1.894143	0.060654
税金等調整前当期純損益	-0.01408	-4.71429	$2.87 \times 10^{-6}$	-0.42874	-11.6199	$2.84 \times 10^{-21}$
営業外収益合計	-0.01263	-1.51917	0.129122	-0.33761	-1.75932	0.081115
特別利益合計	0.109211	13.46782	$2.43 \times 10^{-37}$	0.393639	2.733918	0.007223

  

	当期純利益はプラスで非減損損失計上企業を排除			当期純利益はマイナスで非減損損失計上企業を排除		
	係数	t	P-値	係数	t	P-値
自由度調整済R <sup>2</sup>	0.511874			0.675095		
売上高	0.000708	4.939306	$1 \times 10^{-6}$	0.001433	0.800494	0.425381
営業損益	0.013851	0.950716	0.342111	0.318594	1.171703	0.244186
経常損益	0.013894	0.911117	0.36258	0.38123	1.46295	0.146714
税金等調整前当期純損益	-0.01558	-4.89002	$1.28 \times 10^{-6}$	-0.45987	-11.0287	8.2E-19
営業外収益合計	0.00978	1.000213	0.317589	-0.59787	-2.49832	0.01416
特別利益合計	0.124023	14.41476	$5.97 \times 10^{-41}$	0.401334	2.561141	0.011974

これをみると、非減損損失計上企業を含む場合にせよ含まない場合にせよ、当期純利益がマイナスの企業の方が自由度調整済R<sup>2</sup>が高く、説明変数における減損損失計上の説明能力が高いことがわかる。t値をみると、当期純利益がプラスの場合には、マイナスの場合に比して売上高及び特別損失の影響度が高いことがわかる。当期純利益がプラスの企業において特別利益の影響が大きいということは、減損損失の計上にあたり、固定資産の売却や非経常的な有価証券等の売却が行われた可能性を示唆しており、何らかの「益出し」行動が行われた可能性がある。一方、当期純利益がマイナスの企業では、特別利益の影響がプラスの場合に比して少なく、「益出し」行動は余り行われていない可能性がある。また売上高の影響も低く、企業の業績とは関係なく減損損失が計上されていることがわかる。これらのことから、当期純利益がマイナスの企業では、全ての企業ではないにせよ、big bath accountingが行われている可能性が示唆される。

なお、非減損損失計上企業を排除した方が、自由度調整済R<sup>2</sup>が若干高くなっている（特に当期純利益がプラスの場合）。これは減損損失計上企業と非減損損失計上企業との行動の違いを意味していると考えられるが、その差はさほど大きくないと考えられる。



### ②減損損失計上を通じて1回でも利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業と分類

ここでは、対象期間に1回でも減損損失の計上を通じて利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業とし、1度も利益平準化行動を取らなかった企業を非利益平準化企業として区分し、この2つのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。回帰分析の結果が以下の図表7の通りである。

これをみると、非利益平準化企業の場合には自由度調整済 $R^2$ が低く、減損損失計上の説明能力が高くないことがわかる。しかしその上で、利益平準化企業と非利益平準化企業とを比較すると、利益平準化企業は、非利益平準化企業に比して、売上高や営業損益の影響が少なく、特別利益の影響が大きいことがわかる。このことは、利益平準化企業が減損損失の計上にあたり、「益出し」に大きく依存していることを示唆している。なお、非減損損失計上企業を排除した方が、自由度調整済 $R^2$ が高くなっている。やはり減損損失計上企業と非減損損失計上企業との行動の違いを意味しているものと考えられる。

図表7 利益平準化企業（1回以上利益平準化行動）の回帰分析の結果

	利益平準化企業			非利益平準化企業で非減損損失計上企業を含む			非利益平準化企業で非減損損失計上企業を含まない			
	自由度調整済 $R^2$	係数	t	P-値	係数	t	P-値	係数	t	P-値
売上高	0.561649	-0.0002	-0.54809	0.583852	0.000816	2.929201	0.003615	0.002579	2.710974	0.00733
営業損益		0.027751	0.757387	0.449146	-0.06399	-2.74043	0.006442	-0.11133	-1.21332	0.226529
経常損益		0.288583	6.684551	$5.76 \times 10^{-11}$	0.07425	2.926257	0.003649	0.111027	1.240049	0.216503
税金等調整前当期純損益		-0.31937	-20.4358	$2.81 \times 10^{69}$	-0.01073	-2.31246	0.021317	-0.00702	-0.88453	0.377539
営業外収益合計		-0.00671	-0.28533	0.7755	-0.08408	-3.23108	0.001347	-0.31611	-3.21283	0.001547
特別利益合計		0.302353	14.02447	$2.35 \times 10^{-38}$	0.168189	5.820271	$1.3 \times 10^{-8}$	0.311747	5.707925	$4.39 \times 10^{-8}$

### ③減損損失計上を通じて複数回利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業と分類

ここでは、対象期間に複数回減損損失の計上を通じて利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業とし、1度も利益平準化行動を取らなかった企業を非利益平準化企業として区分し、この2つのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。回帰分析の結果が以下の図表8の通りである。

これをみると、非利益平準化企業の場合には自由度調整済 $R^2$ が低く、減損損失計上の説明能力が高くないことがわかる。しかしその上で、利益平準化企業と非利益平準化企業とを比較すると、②の場合と異なり、利益平準化企業は、非利益平準化企業に比して、売上高や特別利益の影響が少ないことがわかる。特別利益については②の結果とは反対である。このことは利益平準化行動

が1回だけの企業が、より多く「益出し」の行動を取っていることを示唆している。②及び③の結果を踏まえると、非利益平準化企業では、減損損失を通じての「益出し」を行う企業は少なく、1回だけ利益非平準化行動を取る企業は「益出し」を行う企業が多く、複数回に渡り利益非平準化行動を取る企業については、1回だけ利益非平準化行動を取る企業に比べ「益出し」を行う企業が少くないことを意味している。企業の資産の有限性から考えると、長期に「益出し」を行うことは困難であり、その他の方法を用いて減損損失の穴埋めを行っていることは当然考えられる。そしてこのことは、複数回に渡り利益非平準化行動を取る企業が、長期的な視野に立って、売上高やその他の経常的な財務収益及びそれ以外の特別利益等を長期的・総合的に判断して減損損失を計上していることを間接的に示唆しているものと考えることができよう。そしてこのことは、1回だけ利益非平準化行動を取る企業を利益平準化企業とすることには、いささか問題があることも意味している。したがって、④の分析においては、減損損失の計上を通じて複数回の利益平準化行動を取った企業を利益平準化企業として分析する。

図表8 利益平準化企業（複数回以上利益平準化行動）の回帰分析の結果

	利益平準化企業			非利益平準化企業で非減損損失計上企業を含む			非利益平準化企業で非減損損失計上企業を含まない			
	自由度調整済R <sup>2</sup>	係数	t	P-値	係数	t	P-値	係数	t	P-値
売上高	0.69829	-0.0013	-2.02352	0.044421	0.001601	5.404217	8.89 × 10 <sup>-8</sup>	0.001643	3.90585	0.000106
営業損益		-0.07945	-0.80958	0.419196	-0.00091	-0.04429	0.964686	0.067593	2.029839	0.042862
経常損益		0.512662	4.634039	6.65 × 10 <sup>-6</sup>	0.028107	1.255697	0.209638	-0.02956	-0.83727	0.40281
税金等調整前当期純損益		-0.43103	-16.2121	1.11 × 10 <sup>-37</sup>	-0.03372	-5.57786	3.46 × 10 <sup>-8</sup>	-0.03616	-4.9387	1.05 × 10 <sup>-6</sup>
営業外収益合計		-0.00279	-0.04579	0.963524	-0.01138	-0.62013	0.535371	-0.00554	-0.22964	0.818459
特別利益合計		0.345864	4.359321	2.13 × 10 <sup>-5</sup>	0.137089	8.345033	3.69 × 10 <sup>-16</sup>	0.152386	7.981953	8.68 × 10 <sup>-15</sup>

#### ④利益平準化企業分類と継続的減損損失計上企業分類による4グループの回帰分析

最後に、利益平準化企業分類と継続的減損損失計上企業分類とを組み合わせ、4つのグループを作りこのグループごとに回帰分析を行い、減損損失と売上高等の説明変数との関係を考察する。グループはこれまでの分析結果を踏まえて、

- ・ 第1グループ 利益平準化企業で継続的減損損失計上企業
- ・ 第2グループ 利益平準化企業で非継続的減損損失計上企業
- ・ 第3グループ 非利益平準化企業で継続的減損損失計上企業
- ・ 第4グループ 非利益平準化企業で非継続的減損損失計上企業（減損損失非計上企業を除く）とする（各グループのサンプル数については図表5を参照のこと）。

回帰分析の結果が以下の図表9の通りである。

図表9 利益平準化企業・継続的減損損失計上企業の回帰分析の結果

	第1グループ			第2グループ		
	係数	t	P-値	係数	t	P-値
自由度調整済 R <sup>2</sup>	0.811734			0.934662		
売上高	-0.00044	-0.48981	0.62512	-0.00462	-6.40022	3.15 × 10 <sup>-8</sup>
営業損益	0.322096	3.599335	0.000457	-0.67685	-6.52366	1.97 × 10 <sup>-8</sup>
経常損益	-0.01608	-0.17232	0.863461	1.598164	13.59114	1.57 × 10 <sup>-19</sup>
税金等調整前当期純損益	-0.28341	-13.0799	3.16 × 10 <sup>-25</sup>	-0.92889	-28.7055	1.4 × 10 <sup>-35</sup>
営業外収益合計	0.078342	1.768743	0.079357	-0.29902	-2.3201	0.023939
特別利益合計	0.30091	3.569185	0.000508	0.732403	10.74552	2.52 × 10 <sup>-15</sup>

  

	第3グループ			第4グループ		
	係数	t	P-値	係数	t	P-値
自由度調整済 R <sup>2</sup>	0.946075			0.289905		
売上高	-0.00207	-4.29208	4.77 × 10 <sup>-5</sup>	0.000472	1.191436	0.234109
営業損益	0.165185	4.432912	2.82 × 10 <sup>-5</sup>	0.08563	2.969657	0.00314
経常損益	0.52748	13.00321	1.01 × 10 <sup>-21</sup>	-0.06044	-1.87958	0.06081
税金等調整前当期純損益	-0.69301	-32.0168	1.78 × 10 <sup>-48</sup>	-0.01814	-3.14544	0.001768
営業外収益合計	0.065646	4.686433	1.08 × 10 <sup>-5</sup>	0.049769	1.309284	0.191105
特別利益合計	0.440871	5.101932	2.09 × 10 <sup>-6</sup>	0.135285	9.277565	7.27 × 10 <sup>-19</sup>

第4グループを除いて、自由度調整済R<sup>2</sup>の数値は高く、売上高等の説明変数の説明能力が高いことがわかる。特別利益についていえば、4つのグループとも偏回帰係数はプラスであるが、その中でも第2グループ及び第4グループのt値が高い。このことから、いずれのグループも減損損失の計上にあたり「益出し」を行っている可能性があるが、第2グループ及び第4グループの企業が、減損損失の計上にあたり、「益出し」に大きく依存していることを示唆している。売上高についていえば、第1グループ、第2グループ及び第3グループの偏回帰係数がマイナスである。このことは、この対象期間において売上高の減少にもかかわらず、減損損失の計上が行われたことを示唆しており、第2グループ及び第3グループでは、その関係がやや強めであることが示唆される。営業損益については、第1グループ、第3グループ、及び第4グループの偏回帰係数はプラスで、第2グループの偏回帰係数がマイナスである。このことから、第2グループ以外の企業は、営業損益に応じて減損処理を行ったものと考えられる。なお、第2グループは営業外収益の偏回帰係数もマイナスであり、特別利益による益出しに大きく依存していると考えられる。ただし、第2グループについていえば、経常損益のことも考えると、必ずしもそう言い切れない恐れがある。

経常損益については、第2グループ及び第3グループの偏回帰係数はプラスで $t$ 値が高く、第1グループ及び第4グループの偏回帰係数がマイナスである。このことから、第2グループ及び第3グループは、経常損益に応じて減損処理を行ったものと考えられる。しかし第2グループは営業損益及び営業外収益の偏回帰係数がマイナスであるにもかかわらず、経常損益の偏回帰係数はプラスである。営業外費用の金額が大きくその影響を受けたことが考えられるが、なぜ企業はこのような行動を取っているのか、その理由についてさらなる検討が必要である。

次にグループごとの特徴を分析すると、第1グループは他のグループほど $t$ 値は高くないが、営業損益、営業外収益、特別利益の $t$ 値が相対的に高く、これらの影響が相対的に強いことがわかる。これは減損損失の計上にあたり、営業損益の数値に応じつつ、若干の「益出し」を行っていることを示唆している。ただしいずれの $t$ 値も他のグループに比してその数値は高くなく、長期的な視野にたったバランスがとれたものとの印象を受ける。第2グループは、経常損益、特別利益の $t$ 値が高く、これは減損損失の計上にあたり、営業損益からではなく、財務収益や有価証券の売却、固定資産の売却等の「益出し」を行っていることを示唆している。第3グループは、経常損益の $t$ 値が高く、営業損益、営業外収益及び特別利益の $t$ 値がやや高い。このことは減損損失の計上にあたり、営業損益の数値に応じつつ、財務収益や有価証券の売却、土地の売却などによる「益出し」も行っていることを示唆している。第4グループは、特別利益の $t$ 値がやや高い。このことは減損損失の計上にあたり、土地の売却などによる「益出し」を行っていることを示唆している。

長期的な利益平準化の観点からすると、第1グループは、短期的な「益出し」に依存することなく、企業の保有する資産の有限性の観点からを考慮して、営業損益の金額を考慮しながら、長期的な観点から減損損失の計上に対処していると考えられる。一方、第2グループ及び第3グループは、短期的な「益出し」に大きく依存していると考えられる。ただし、第3グループは、第2グループに比して営業損益の $t$ 値が高く、営業損益のこともある程度考慮しつつ減損損失の計上に対処していると考えられる。したがって利益平準化企業であることよりも、継続的減損損失企業であることの方が、営業損益のことを考慮しているという点で、より長期的な考慮のもとに減損損失の計上を行っているものと考えられる。

## V 結

我が国の減損会計処理を調査すると、同一の企業が複数年にわたり継続して減損損失を計上しているということが見受けられる。これが継続的減損損失計上である。これは他の国では見られず、また我が国の減損会計制度制定時においても予測されなかった事象である。この点について、稿者は、経営者が事前に予想される将来の利益を考慮して固定資産のグルーピングを行い、経営者の事前の計画に基づいて異なるグループごとの減損損失を継続的に計上している可能性がある

こと、そしてそれは我が国の経営者が長期的な利益マネジメントの一つである利益平準化の手法として減損損失をとらえようとしていること、にその原因があるとの基本仮説を考えている。本稿は、この基本仮説の解明の道程の一つである。稿者のこれまでの研究結果を踏まえて、本稿では、継続的な減損損失計上と利益平準化はどのような関係にあるか、そして継続的な減損損失計上と利益平準化の関係のもとで減損損失がどのような収益（売上等の営業収益かあるいは有価証券や不動産等の売却益）によって埋め合わせられているのか、といった点について検討を行うことにした。この課題を解決するために、3つの仮説を置き、この仮説を正当化できる検証結果を求めて、2008年度から2014年度まで（2012年度を除く）の東証一部上場企業の公表財務諸表のデータから分析を行った。

その結果として、仮説1「利益平準化を志向する企業は、繰り返し減損損失を計上している。また減損計上の回数が多いほど利益平準化を志向している」についてIV章1節の①及び②において、カイ二乗検定及びFisherの正確検定のいずれの結果においても、利益平準化と継続的な減損計上の回数との間には関連があり、かつ残差分析により減損回数の少ない企業は非利益平準化企業の数が有意に多い傾向があり、また減損回数の多い企業には利益平準企業が有意に多い傾向があることが判明した。このことから仮説1の正当性を示唆しうる検証結果が得られたと考えられる。

また、仮説2「利益平準化を指向する企業は、減損損失の計上にあたり、その期の営業損益、およびその期において獲得することが可能な営業外収益及び特別利益の額を考慮して減損損失の計上を行う、あるいは減損損失計上額に応じて益出しを（営業外収益、特別利益の計上）のいずれかを行うものとし、まず企業の獲得した売上高もしくは営業損益を考慮し、その金額に応じて営業外収益および特別利益の計上を行う」については、IV章の1節の④の検討により、第1グループでは、減損損失の計上にあたり、営業損益の数値に応じつつ、若干の「益出し」を行っていることを示唆する結果を示しており、第1グループのように、利益平準化を指向する企業でかつ継続的に減損損失を計上する企業である場合には、仮説2の正当性を示唆しうる検証結果が得られたと考えられる。このことは、減損会計は、我が国の経営者にとって、資産の公正価値を表す会計処理というよりも、長期的な費用配分を行うための会計処理として用いられていることも指摘できよう。この点で、これまで資産の公正価値を示すための会計処理と考えられてきた減損会計の理論的な位置づけを再検討する必要もあろう。

一方、仮説3「利益平準化を指向しない企業は、big bath accountingの観点から、特に益出しの操作を行わない」については、IV章2節の④の検討において、いずれのグループの場合にも減損損失計上時には特別利益による「益出し」を行う可能性が示唆されているが、同節の①で検討したように、当期純利益がマイナスの企業では、特別利益の $t$ 値がプラスの場合に比して少なく、「益出し」行動をしていない企業の存在の可能性も示唆されることから、big bath accountingが行われている可能性も考えられる。この点については、今後、さらなる検討が必要であろう。

以上のように、継続的な減損計上をおこなう企業は、利益平準化の観点から、減損損失につい



て利益マネジメントを行っていることを示唆する証拠を得ることができた。また減損損失の計上も、保有資産の益出しにとどまらず、長期的な利益計画の観点から計上している可能性を指摘することもできた。しかし今回の結果の頑健性に関する検討を行う必要がある。例えば利益平準化については幾つかある指標のうち、Moses（1987）のものを用いて検討を加えたものであり、他の指標を用いて検討結果の頑健性を確認する必要がある。また仮説の正当性についても他の統計手法を用いて結論の頑健性を確認する必要がある。また今回の検討を踏まえて、基本仮説である異なるグループごとの減損損失を継続的に計上している可能性があること、我が国の経営者が長期的な利益マネジメントの一つである利益平準化の手法として減損損失をとらえようとしていること、についてさらなる分析を行う必要があるが、これら残された課題については稿を改めて検討したい。

（本稿は日本学術振興会2014年度科学研究費補助金（基盤（C））による研究成果の一部である）

## 注記

- 1) 減損会計実務の問題点及び継続的な減損損失の実情については、岡崎2011を参照されたい。
- 2) この点については、岡部1998、川村2001、安永2003、勝田他2008に詳しい。
- 3) 「固定資産の減損にかかる会計基準の適用指針の検討状況の整理（2003年3月5日）」に関するパブリックコメント、  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/comments/pdf\\_impair1/summary\\_impair1.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/comments/pdf_impair1/summary_impair1.pdf)  
企業会計審議会公開草案第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）（2003年8月1日）」に関するパブリックコメント、  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/comments/pdf\\_impair/summary\\_impair.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/comments/pdf_impair/summary_impair.pdf)
- 4) 営業外収益および特別利益については、有価証券の評価益や受取利息、貸倒引当金の戻入益等、直接にはいわゆる企業の「益出し」と異なるものも含まれる。しかし企業が利益の平準化等を考慮する際には、このような企業が直接操作できないものについても考慮した上で行っているものと考えられるため、本稿では営業外収益及び特別利益の全てを分析の対象としている。
- 5) 利益マネジメントについては、Scott 2006の定義にしたがって、「利益マネジメントとは、経営者が何らかの目的を達成するために、会計方針を選択すること」としている。
- 6) この点については、森靖1999、山本昌弘2010、善積康夫2011、中野誠、高須悠介2012に詳しい。
- 7) 利益平準化の指標として、本稿で上げたMoses以外にも、①利益水準のボラティリティー（2008年から2014年までの利益の標準偏差）、②会計発生高とキャッシュフローの2008年から2014年までの相関係数、③利益変化額のボラティリティー（2009年から2014年までの標準偏差）、④利益変化額の持続性（2008年から2014年までの利益変化額の時系列共分散／標準偏差）、⑤008年から2014年までの利益の標準偏差／キャッシュフローの標準偏差、などもある。
- 8) 減損回数4回以上の企業を継続的な減損損失計上企業として分類するのは、あくまで作業仮説であり、その妥当性については稿を改めて検討したい。
- 9) 本稿では、分析対象のサンプル企業において減損損失その他の数値が異常値を有する年度は、本稿の目的である継続的な減損損失の分析にふさわしくないため、分析の対象から除いている（特に2012年度はすべての企業）。また減損損失と除却損失等のその他の特別損失との区別のつかない場合についても、分析の対象から外してい

る。これらをできるだけ補正し継続的な減損損失の計上に関する分析をより適切に行うためのデータベースを現在構築中であり、本稿は、それまでの暫定的な分析結果の報告である。

## 参考文献

- Riedl, E. J., "An Examination of Long-Lived Asset Impairments," *Accounting Review*, Vol. 79, No.3, July 2004, 823-852.
- William R.Scott., *Financial Accounting Theory, 4th ed*, Pearson Education Canada, Inc. 2006. (太田康広, 椎葉淳, 西谷順平訳, 『財務会計の理論と実証』中央経済社, 2008.)
- Moses, O. D., 1987. "Income smoothing and incentives: Empirical tests using accounting changes." *Accounting Review*, Vol. 62, No.2, July 1987, 358-377.
- Zucca, L., & Campbell, D., (1992) "A closer look at discretionary write downs of impaired assets," *Accounting Horizons*, September, 30-41.
- 福岡潔, 其浦正幸 2001, 「利益平準化手段と時価評価導入効果の実証分析」『経営情報研究 摂南大学経営情報学部論集』, 8 (2), 2001年, 75-105頁.
- 榎本正博 2007, 「減損会計基準の適用における利益マネジメント—早期適用企業を用いた分析—」『管理会計学』日本管理会計学会, Vol.15, No.2, 2007年, 42-56頁.
- 大川雅也, 勝田英紀 2006, 「事業資産の評価と減損」『大阪大学経済学』, Vol.56, No.1, 2006年, 32-41頁.
- 岡崎英一 2002, 「減価償却と減損・再評価の関係に関する一考察」『経理研究 (中央大学)』, No.46, 2002年, 24-33頁.
- 岡崎英一 2004, 「固定資産減損会計に関する一考察」『経理研究 (中央大学)』, No.47, 2004年, 64-81頁.
- 岡崎英一 2008, 「有形固定資産再評価と減損会計」『経理研究 (中央大学)』, No.51, 2008年, 127-140頁.
- 岡崎英一 2012, 「我が国の固定資産減損会計に関する一考察」『福井大学教育地域科学部紀要』, 第2号, 2012年, 87-112頁.
- 岡崎英一 2014, 「我が国の減損会計制度における資産グルーピングに関する一考察」『経理研究 (中央大学)』, No.51, 2014年, 199-209頁.
- 岡部孝好 1998, 価値損傷損失の会計と日本企業の裁量行動 (一) 『会計』, Vol.154, No. 5, 1998年, 655-666頁.
- 勝田英紀, 馬文傑, 大川雅也 2008, 「減損会計の早期適用の株価効果分析」『大阪大学経済学』, Vol. 57, No.41, 2008年, 46-61.
- 金森絵里 2009, 「会計保守主義の二分化と排除不可能性」『立命館経営学』, 第47巻, 第5号, 2009年, 177-192頁.
- 川島健司 2006, 「減損会計の測定をめぐる実証分析」『会計』, Vol. 169, No. 5, 2006年, 736-751頁.
- 川村義則 2001, 「減損会計の特徴と主要問題に関する考察」『早稲田商学部』, No.391, 2001年, 141-161頁.
- 企業会計審議会 2002, 「固定資産の減損に係る会計基準設定に関する意見書」及び「固定資産の減損に係る会計基準」, 2002年.
- 企業会計基準委員会 2003, 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」, 2003年.
- 企業会計基準委員会 2009, 『企業会計基準完全詳解』 税務経理協会, 2009年.
- 木村晃久 2007, 「減損会計基準の早期適用による利益マネジメント—基準設定主体が早期適用期間を設けた趣旨は達成されたか—」『産業経理』, Vol. 67, No. 2, 2007年, 122-129頁.
- 木村晃久 2010, 「損益項目のシフトを利用した利益マネジメント」『埼玉学園大学紀要 経営学部篇』, 10巻, 2010年, 109-119頁.
- 信金中央金庫総合研究所 2003, 「固定資産の減損会計—減損会計の概要と信用金庫における減損対応準備のポイント

- ト」,『金融調査情報』,2003年,15-4頁.
- 高田正彦2013,「公正価値測定による見積要素の増大と会計観の変容」『経済論究』,145巻,2013年,85-99頁.
- 田尻敬昌2011,「組織スラックの形成と利益マネジメントの関係性について—会計保守主義に焦点を当てて—」『経済論究（九州大学大学院経済学会）』,140巻,2011年,21-42頁.
- 辻正雄2005,「減損会計早々期・早期適用企業の財務分析」『企業会計』,Vol.57, No.4,2005年,4-11頁.
- 辻正雄2013,「米国における会計政策研究の系譜」,『早稲田商学』,第434号,2013年,117-161頁.
- 辻山栄子2002,「減損会計の基本的な考え方」『企業会計』,第54巻,第11号,2002年.
- 中野誠,高須悠介2012,「利益平準化行動がアナリスト予想と固有株式リターン・ボラティリティに及ぼす影響」『金融研究』,31(4),2012年,175-214頁.
- 藤野裕2009,「裁量の会計発生高推定モデルの現状と新たな問題点—モデルが仮定する条件の現実妥当性について」『立教経済学研究』,第62巻,第3号,2009年,95-112頁.
- 森靖1999,「利益平準化問題の基礎的考察」『高松大学紀要』,第32巻,1999年,133~155頁
- 安永利啓2003,「固定資産への減損処理の意義と課題」『京都マネジメント・レビュー』,No.3,2003年,31-44頁.
- 山本昌弘2010,「日本企業の利益管理—行動ファイナンスに基づく実証研究」『明大商学論叢』,92(2),2010年,1-15頁.
- 善積康夫2011,「財務報告と利益マネジメント」『千葉大学経済研究』,第26巻,第3号,2011年,97-127頁.
- 若林公美2008,「利益調整行動からみた包括利益と純利益の情報内容比較」『国際会計研究学会年報2008年度』,2008年,79-91頁.